

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

検証結果取りまとめ

令和4年2月4日

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

目次

はじめに	1
1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項.....	2
2 検証結果取りまとめ.....	3
(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証.....	3
(ア) 令和3年度のE B P M実践の取組の検証	3
(イ) 過年度選定のE B P M実践事業の取組の検証	4
(2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証.....	5
(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証.....	5
(イ) 予算過程での反映方法に係る検証.....	8
(ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証.....	9
(エ) その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証	11

参考資料

参考1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱.....	13
参考2 検証会の開催状況等.....	15
参考3 第1回厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会資料.....	16
参考4 第2回厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会資料.....	56
参考5 第3回厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会資料.....	103

はじめに

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）（以下「工程表」という。）に基づき、外部有識者による E B P M の実践状況の検証等を行い、E B P M の更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託された三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社が参集を求めて開催されたものであり、令和 3 年 9 月 15 日から令和 4 年 2 月 4 日まで計 3 回にわたり、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組について検証を行った。

本取りまとめは、以上の検証結果を当検証会の責任において取りまとめたものであり、厚生労働省においては本取りまとめにおける指摘等を踏まえ、今後の E B P M の推進に係る取組を進めることを期待する。

なお、内閣官房行政改革推進本部事務局は、年度ごとに E B P M の取組方針（以下「行革方針」という。）を作成し、各府省はその行革方針に沿った対応が求められることから、厚生労働省における E B P M の推進に当たっては、行革方針との整合性を図りつつ検討することが必要である。

1 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会における 検証事項

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会では、以下の点を検証事項として検証を行った。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(ア) 令和3年度のEBPM実践の取組の検証

令和3年度EBPMの実践事業に対し、ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の検証を行った。

(イ) 過年度選定のEBPM実践事業の取組の検証

令和2年度EBPMの実践事業に対し、その取組状況についてフォローアップを通じて検証を行った。

(2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証

令和3年度EBPMの実践事業の選定基準・除外基準について検証を行った。また、同実践事業の中から、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業を選定する基準についても検証を行った。

(イ) 予算過程での反映方法に係る検証

EBPMがより浸透・定着するために必要な予算過程での反映方法（評価方法や活用方策など）について検証を行った。

(ウ) 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

EBPMの実践事業実施後の効果検証方法等（行政事業レビュー公開プロセスでの活用など）について検証を行った。

(エ) その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

その他省内のEBPMの浸透・定着を図るために必要な全体スキームについて検証を行った。

2 検証結果取りまとめ

前項1で示した各検証事項について、検証結果は以下のとおりである。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(ア) 令和3年度のEBPM実践の取組の検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、後述の(2)(ア)に記載の選定基準に沿って、令和3年度EBPMの実践事業を選定し、選定された実践事業のうち、除外基準に該当するものを除き、以下の観点に基づき、エビデンスの参照、ロジックモデルの各要素項目が適切に記載されているか、それらが論理的整合性を持っているかを中心に点検を行った。点検項目は、必ず修正が必要な必須項目と、修正が望ましい推奨項目の2種類を設定した。

次に、上記実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、ロジックモデルの修正と将来の効果検証を可能にするための方法について点検し、コメントを作成した。点検項目は上述の項目と同じである。また、各事業の効果検証方法については、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を併せて提示した。

【ロジックモデルの点検の主な観点】

現状分析・課題
● エビデンス（統計等データや研究成果）を示しながら記入できているか。
ロジックの確認①【インプット⇒アクティビティ⇒アウトプット⇒アウトカム⇒インパクトの論理展開の妥当性】
● ロジックモデルの各要素項目が適切に記入されているか。
● 要素項目間の流れに論理的整合性があるか。
● 本来の政策目的と整合的なアウトカムを記入できているか。
ロジックの確認②【課題解決の手段としての当該事業（アクティビティ）の妥当性】
● 既存のエビデンスの確認・参照ができているか。
● 参照しているエビデンスは妥当か。
効果検証方法
● 「事業の対象」や「比較対象」等が適切に設定できているか。
● 事業内容に照らして、明らかに不可能な効果検証方法が記入されていないか。

②検証結果

令和3年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、おおむね妥当である。また、令和3年度重点フォローアップ事業では、令和5年度の効果検証に向けて、事業の実施前にリサーチデザインの実現可能性も考慮しつつ、各事業担当課室に対して提案を行っている。こうした取組はE B P Mの浸透に向けて厚生労働省における恒常的な取組となることを目指して実施すべきである。ただし、以下の点について留意が必要である。

(i) ロジックモデルの点検・助言の検証

ロジックモデルについては、一度作成して終了するものではなく、常にブラッシュアップしていくものであり、公開されているものについては可能な範囲で最新版を掲載することが望ましい。また、アウトカムに観察可能な指標の設定を重視しすぎると、本来の政策目的として設定すべきアウトカムから乖離してしまう懸念があることに注意が必要である。

(ii) 効果検証方法等の検証

アウトカムについては、可能な限り社会的なインパクト又は政策目標に近いものでかつインプット・アクティビティから遠すぎないものを設定すべきである。その際、セミナーの開催数など不確実性を基本的に伴わないような指標をアウトカムに設定するのは適切でないと考えられる。

また、厳密な効果検証を行うのであれば、効果検証方法にランダム化を含む適切な分析レベルの仕組みを取り入れる必要があることを省内に浸透させていくことが望ましい。

リサーチデザインについては、当初予定していた効果検証方法が状況の変化等により実施困難となる場合があることから、ある程度理想を目指しつつ、フェージビリティ（実現可能性）を意識しながら代替案を考えることも重要である。

(イ) 過年度選定のE B P M実践事業の取組の検証

①厚生労働省の取組

令和2年度に選定した重点フォローアップ事業について、効果検証に向けて定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて新たな効果検証方法も提案した。

また、令和2年度の効果検証対象事業について、令和4年度に実施予定の効果検証に向けて、事業の実施状況等について事業担当課室へのヒアリングを行い、これに応じたリサーチデザインの再提案を行った。

②検証結果

令和2年度に選定した重点フォローアップ事業については、定期的にフォローアップを行うとともに、必要に応じて新たに効果検証方法を提案しており、取組として妥当である。

また、令和2年度の効果検証対象事業については、事業担当課室へのヒアリングの結果、一部の事業において、当初のリサーチデザインで想定されていたアクティビティが実現されず、令和4年度に効果検証を実施することが困難であることが判明した。アウトカムを分析する本来のEBPMとは異なるが、アクティビティが実現困難な場合には、その理由を検証するフレームも必要である。

(2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

(ア) 事業のスクリーニング基準（選定基準・除外基準）に係る検証

①厚生労働省の取組

厚生労働省では、令和3年度EBPMの実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、さらに、重点フォローアップ事業の中から効果検証対象事業を選定した。

EBPMの実践事業、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準等は以下に示すとおりである。

【EBPMの実践事業の選定基準】

令和4年度予算要求事業のうち、事業の特性上EBPMになじまないもの等（除外基準に該当するもの）を除き、下表に該当する事業について、ロジックモデルを作成した。

①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が1億円以上の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
③	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和4年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

【EBPMの実践事業の除外基準】

i	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
ii	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
iii	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手法を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)
iv	効果検証実施年度（令和5年度）までに終了する事業（モデル事業を除く。）
v	政策目的から遡った政策手段の検討余地がない事業（義務的経費の支出、システム改修、施設整備などの事業で、既定方針の実施過程にあるもの）

注 上記 i～v 以外に、特殊事情により EBPM の実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

【重点フォローアップ事業の選定基準】

1	内閣官房行政改革推進本部事務局の基準に該当する事業 ✓ 新規予算要求事業（10億円）以上の事業
2	厚生労働省のEBPMの実践事業の中から、以下①②に該当する事業 ① 事業特性として妥当である事業 ✓ 効果検証を実施するうえでアウトカムの分析が困難な事業及び昨年度実践対象のモデル事業は、今年度の重点フォローアップ事業の対象外とする。 ② データの取得可能性が高い事業 ✓ 処置群の事前・事後データの取得可能性が高いこと ✓ 加えて、以下の基準に応じて、想定される効果検証の分析レベルを判断する。 I) 対照群を設定し、事業の非対象者の事前・事後データの収集が期待できるか。 II) 効果検証を実施するうえで十分なサンプルサイズが期待できるか。
⇒同一課室で複数の事業が選定される場合、分析レベルが高い事業を優先し、一課室一事業に限定する。	

【効果検証対象事業の選定基準】

1	データの活用可能性 ✓ 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か。 ✓ エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか。
2	事業の展開可能性 ✓ 分析結果が事業の改善改良に寄与するか。 ✓ 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか。
3	担当部局のヒアリング結果 ✓ データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか。 ✓ 令和4年度又は令和5年度中に有益な分析が可能か。
4	会計的観点 ✓ 今後の業務負担や事業の継続性（会計課意見）
5	事業の領域バランス ✓ 政策分野のバランス（労働領域と厚生領域のバランスなど） ✓ 新規事業やモデル事業などの事業類型のバランス
6	E B P Mの模範事例につながる可能性 ✓ 事業内容が教科書的事例であったり、データの活用や政策の重要性について特筆すべきものがある。

②検証結果

令和3年度E B P Mの実践事業の選定基準・除外基準、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準については、E B P Mの浸透や事業の領域バランス等の観点から、おおむね妥当である。

ただし、重点フォローアップ事業の選定基準については、統計的因果推論ができるかどうか重視されているが、中長期的な政策目標に対してその政策の効果を確認するためのデータが入手可能であるかという観点も引き続き重視する必要がある。その際、サンプルサイズが「十分」かどうかについては、事業の内容や効果検証方法によって異なることに注意が必要である。

また、効果検証対象事業の選定基準については、エビデンスレベルの高い分析手法であるからといって、必ずしも分析の妥当性を測ることができるものではなく、リサーチデザイン及びデータの質により判断すべきであることに注意が必要である。

(イ) 予算過程での反映方法に係る検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、工程表等を踏まえ、E B P Mの一層の推進を図るため、予算過程とE B P Mの一体的取組として、省内の予算検討・要求過程においてロジックモデルの作成・活用などを積極的に行うとともに、作成したロジックモデルは事業内容に応じ、ロジックモデル等を活用することが有効と考えられる場合には、財務省主計局への説明にも活用した。また、行革方針に基づいて、行政事業レビューにおいて、新規予算要求事業（10億円以上）及び公開プロセス対象事業について、原則、ロジックモデルを作成・公表した。

主な取組は以下のとおりである。

令和4年度予算過程におけるロジックモデルの活用	
令和4年度予算（検討・要求）過程における活用	
令和3年4月以降	各部局事業・予算要求内容検討（ロジックモデルの作成）
6月中旬～	各部局のロジックモデルをE B P M推進チーム事務局で確認し、修正案を提示し調整（35事業）
7月上旬～	各部局は会計課説明においてロジックモデルを活用（32事業）
8月末～	財務省主計局説明においてロジックモデルを活用（20事業）
12月末	政府予算案の内示（ロジックモデルに修正があれば反映）
行政事業レビューにおけるロジックモデルの活用	
6月4日	公開プロセス対象事業について、ロジックモデルを作成・公表（5事業）
9月22日	令和4年度新規要求事業(10億円以上)について、ロジックモデルを作成し、レビューシートに併せて公表（2事業）

このような予算過程とE B P Mの一体的取組を行った結果、以下のような課題が見された。

- 予算過程におけるロジックモデルの活用については、具体的な活用方法及び評価基準の明確化が必要。
- 予算要求額や要求内容が確定しないことから、対象事業の選定に時間を要し、会計課説明までにロジックモデルの作成やブラッシュアップが間に合わないケース

があった。また、このような場合、E B P M実践担当者向け研修が受講されないケースがあった。

②検証結果

令和4年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、E B P Mの更なる推進の観点から、おおむね妥当である。予算過程におけるロジックモデルの活用は始まったばかりであるが、ロジックモデルをコミュニケーションツールとして活用するためには、E B P M基礎研修を受講しやすくすること等を通じ、ロジックモデルの定着を進める必要がある。

これにより、会計課と政策部局とのコミュニケーションの促進が図られるほか、国民とのコミュニケーションツールとしての活用が進むことで、事業の透明性の向上が図られる。ロジックモデルによるコミュニケーションが浸透することで効果検証が事業の一部として実施されるようになり、そのための費用も事業予算に組み込みやすくなると考えられる。

(ウ)事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

①厚生労働省の取組

厚生労働省では、前述2(2)(ア)に記載のスクリーニング基準に沿って、令和3年度E B P Mの実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、当該事業の効果検証方法について、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を事業担当課室長へ対面で提示した。また、重点フォローアップ事業から効果検証対象事業を選定した。さらに、平成30年度E B P Mの実践事業のうち、1事業(医療保険制度における後発医薬品の使用促進策)について効果検証の分析を行った。

主な取組は以下のとおりである。

令和3年度の効果検証の取組

- 令和3年度E B P Mの実践事業の中から、重点フォローアップ事業(10事業)を選定し、令和5年度の分析に向けて効果検証手法等を提示
- 重点フォローアップ事業の中から、効果検証方法の精度向上を図るため、効果検証対象事業(2事業)を選定(令和5年度に効果検証を実施)
- 平成30年度E B P Mの実践事業について効果検証の実施(1事業)
- 効果検証方法等に係る相談支援(よろず相談)の実施

なお、令和3年度効果検証対象事業は、事業実施が令和4年度となることから、効果検証は令和5年度に実施することとなる。令和5年度に実施する効果検証の取組（予定）は以下のとおりである。

令和3年度E B P Mの実践事業の効果検証（令和5年度）の取組予定

- 令和3年度E B P Mの実践事業については、令和4年度の事業実施後の令和5年度に事業効果を検証（自己点検）
- 重点フォローアップ事業については、上記に加え、事例集を作成し、効果検証を含めた好事例を横展開
- 令和3年度効果検証対象事業については、令和5年度の行政事業レビュー（公開プロセス）の対象事業の候補案として会計課に提示（最終的に行政事業レビュー外部有識者会合で、公開プロセス対象事業を決定）
- 効果検証結果を踏まえた事業の改善

また、平成30年度から令和2年度のE B P Mの実践事業についてフォローアップを行った結果、以下のような課題が散見された。

E B P Mの効果検証の取組の課題

- 効果検証に取り組むに当たり、人的（効果検証に対応し、結果を分析できる専門的人材）、予算的（効果検証のための調査を実施する予算、効果検証方法に関連する予算など）、時間的リソースがいずれも不足している。
- 令和2年度の重点フォローアップ事業の効果検証手法については、データの取得が困難（特に対照群の設定など）なことから、提示した分析のレベルを下げるケースがある。

②検証結果

事後の効果検証スキーム等については、E B P Mの普及・浸透という観点から、おおむね妥当である。ただし、効果検証の実施に当たっては、必要なデータの取得と人的・予算的なリソースの確保について検討する必要がある。その際、効果検証に割ける省内の人的リソースも限られていることから、厚生労働科学研究費補助金を用いて研究者などの外部リソースを引き続き活用することが望ましい。

また、効果検証を行う場合には調査を複数回実施し、過去の結果と比較検証できるようなスキームを構築することが望ましい。

さらに、収集した行政記録情報の二次利用についても、研究者のデータ利活用の促進のため、公的統計の二次利用制度の枠組みも踏まえた上で検討することが望ましい。

(エ) その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

EBPMの取組に関する全体スキームについて、「ロジックモデルを書く」ということは、その政策の目的を広く共有し、意識するという意味において望ましいが、重点フォローアップ事業や効果検証対象事業でリサーチデザインを作ることは一段高みを目指した取組であり、ロジックモデルの様式への記入とは意味合いが異なることに留意すべきである。

また、国民に対して事業の効果を分かりやすく説明することがEBPMの基本的な役割と考えられるため、政府全体において、ロジックモデルを用いて行政内部で効果的な事業推進や政策評価を行うことと、EBPMの考え方に沿って、施策を検証し、国民に分かりやすい形で公表し、民主主義的な政策決定の一助とすることについて、それぞれの位置付けを整理していくことが中長期的に望まれる。